

資料一 1

畜産部門における損害賠償

全国農業協同組合連合会

福島県本部 畜産部 畜産酪農課

課長補佐 小 松 良 雄

JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策
福島県協議会の畜産部門における賠償請求について

平成 23 年 10 月 21 日

全 農 福 島 県 本 部

1. 損害賠償請求基準について

2. 肉牛の出荷停止等に係る営業損害の考え方
 - ① 家畜資産の処分に係る報告書作成コード
 - ② 様式 畜産⑦-1 出荷停止に伴うに肉牛の損害
 - ③ 種雄牛血統評価

3. 子牛市場の価格暴落に伴う損害賠償請求の考え方
 - ① 様式 畜産⑧-1 価格下落等に係わる報告書（子牛）
 - ② 全国和牛素牛平均比較表
 - ③ 福島県乳牛平均比較表

4. 廃用牛に係る損害賠償請求の考え方
 - ① 様式 畜産⑨-1 価格下落等の被害および営業損害に係わる報告書
(廃用牛)

5. その他
 - ① 牛肉からセシウムが検出された問題
 - ② 政府等の原発事故賠償への対応

損害賠償請求基準について

I. 肉 牛

関係 J A ・団体担当課長会議（8月10日及び9月8日開催）、汚染稲わら給与に係る損害賠償請求に関する会議（全農畜産事業本部主催、8月25日開催）等の協議結果をふまえ、7月8日以降出荷分の肉牛の損害賠償請求については、次のとおりとする。

1. 肉牛の損害賠償請求については、『様式 畜産⑦』により、とりまとめる。

(1) 考え方

別紙のとおり。

7月8日以降出荷分については、単純に価格下落幅を請求するのではなく、牛の価値に、出荷制限に伴い生じた営業損害（期待すべき所得の損失）、かかり増し費用を加え、請求する。

請求金額＝下記により計算した基準額－販売金額		
福島県協議会の損害賠償請求の基準額 ＝		
牛の価値 (原子力損害賠償に関する家畜評価の算定方式による)	+	営業損害 (出荷制限（自粛）により適正な出荷が不可能となり得られなくなった所得)
		+
		余分にかかる経費 (動物薬品、ビタミン剤)

(2) 留意点

ア. 様式 畜産⑦の中の「販売額⑤」には、福島県肥育牛出荷円滑化対策協議会が実施する「肥育牛出荷円滑化対策事業」による支援交付金単価を用いる。

（支援交付金単価で、出荷円滑化対策協議会に対し、販売したものと解釈する。）

イ. 出荷制限により増嵩した費用として、「(1) 評価基準額」の「生産費加算」の欄に、診療費・ビタミン剤費用として一律「3,000円」を記入する。

また、牛が死亡してしまった場合、その処理費用は「(3) 販売額」の「増嵩経費⑥」に記入する。

2. 子牛の損害賠償請求については、『様式 畜産⑧』により、とりまとめる。

(1) 考え方

・別紙A「子牛市場の価格暴落に伴う損害賠償請求の考え方」のとおり。

・7月8日以降出荷分については、価格下落幅が著しく拡大したので、基準となる全国平均単価を算出する際、和牛子牛については、影響のある8県10市場を除いて計算した単価を基準にする。F1、乳牛子牛については、農畜産振興

機構が示す家畜市場平均を用い、影響のある1道9県の市場を除いて計算した単価とする。

また、価格下落幅が30～40%と著しく、いわゆる「良い牛」の手取り額が大幅に減少しているのを補うため、血統を評価し加算する。

- ・市場開催自粛による飼養期間延長による損害については、『家畜の処分による損害』の評価に用いられている1日/頭あたりの費用を、市場開催が延長された期間に乗じて損害額を求める。

(2) 様式は、別紙『様式 畜産⑧』のとおり。

3. 廃用牛の扱いについて

(1) 考え方

別紙B「廃用牛に係る損害賠償請求の考え方」のとおり。

- ・7月14日からの出荷自粛および7月19日からの国からの出荷制限、および汚染稲わら給与に関する影響により、搾乳・繁殖牛の廃用時におけるいわゆる風評被害と出荷制限による飼育経費の発生、および営業損害について損害賠償を請求する。
- ・出荷停止による増高経費については、廃用することが明らかで、7月8日から出荷日までの期間について、『家畜の処分による損害』の評価に用いられている1日/頭あたりの費用を乗じて求める。
- ・廃用牛の肥育に関する請求については、『肉牛の出荷制限による損害賠償』で請求する。

(2) 様式は、別紙『様式 畜産⑨』のとおり。

肉牛の出荷停止等に係る営業損害の考え方

1. 営業損害の根拠

出荷制限や出荷自粛となった生産者は、適正な出荷がおこなわれなくなったことで、本来、出荷により得られる予定の所得が減少することになる。

畜産経営では、家畜の適正な出荷や導入を繰り返す（畜舎の回転率等で表す）ことで1頭当りの生産原価の増加を抑え所得を確保している。また、回転率を高め固定費の削減等、低コスト化に努め、より所得向上を目指している。

このことから、出荷制限や出荷自粛による出荷遅延の損害を、「経営の悪化＝営業損害」として整理し、損害賠償請求をおこなうものとする。

2. 営業損害額算出の考え方

出荷遅延による損失を補うため、既存棚卸家畜をもって割増評価し、算出する。

(1) 出荷停止や出荷自粛による影響期間を、次の事項に留意のうえ確定させ、1か年で割り返し影響割合を算出する。

ア. 平成23年7月8日（肉牛の出荷停止となった日または販売停止となった牛肉の屠場搬入日）と出荷再開までの期間。

イ. 出荷再開後、全頭検査や全戸検査をすすめるなかで、平成23年7月7日以前同様に通常の出荷ができるようになるまでの期間。

○ 3か月の遅延 $3/12$ か月 = 25%

○ 6か月の遅延 $6/12$ か月 = 50%

※ 福島県では、8月下旬の出荷再開を想定し、当面郡山屠場での屠畜のみをすすめることから、正常な出荷ができるまでに3か月程度かかるものと設定している。

(2) 営業損害額を算出するための月齢ならびに営業損害額を設定する。

ア. 肥育月齢（日数計算は1月30.4日とする）

福島県のデータは次のとおり。

○ 和牛肥育期間 20.7ヶ月

○ 交雑肥育期間 25.4ヶ月

○ 乳雄肥育期間 21.1ヶ月

イ. 1頭当りの所得（営業損害単価）

○ 和牛肥育 144,094円

○ 交雑肥育 158,032円

○ 乳雄肥育 62,971円

(注) この数字は、避難地域における休業補償額を算出する際に設定したものである(別紙Ⅱ参照)

3. 営業損害額の算定方法

家畜評価の1日1頭当り家畜評価単価に営業損害単価を加算する。

営業損害単価

○和牛肥育：144,094 円 / (20.7 か月 × 30.4 日) × 25% = 5 8 円

○交雑肥育 158,032 円 / (25.4 か月 × 30.4 日) × 25% = 5 2 円

○乳雄肥育 62,971 円 / (21.1 か月 × 30.4 日) × 25% = 2 5 円

(例示) 損害賠償請求額 (和牛肥育)

単位：円

		1日あたり 基準単価 ①	導入価格A 10か月齢	肥育期間中 の生産費B 20.7 月間 (629日) ①×629	血統加 算C	計 A+B+C	実際の 販売額	賠償 請求額
和 牛 肥 育	原発避難圏内における 仕掛品の家畜評価額	755	500,000	474,895	70,000	1,044,895	400,000	644,895
	出荷停 止に伴う	813	500,000	511,377	70,000	1,081,377	0	1,081,377
	家畜 評価額	813	500,000	511,377	70,000	1,081,377	400,000	681,377

注1. 基準単価欄の755円は、5月20日付け「原子力損害賠償に関する家畜評価の算定方式」で定めた1日あたりの生産費である。

注2. 導入価格Aの50万円は例示のために仮に置いた数字である。

以上

「家畜資産の処分に係る報告書」作成コード

1. 経営形態に該当する畜種（品種）選択コード表

※飼養管理している全家畜を個体別に分類します。

分類コード	畜種名	参考：経営形態事例									特記事項
		繁殖	繁殖一貫	哺育育成	肥育	肥育一貫	酪農	乳肉複合	養豚		
1	繁殖牛（購入）	○	○					○			
2	繁殖牛（自家産）	○	○								
3	繁殖育成牛（購入）	○	○					○			
4	繁殖育成牛（自家産）	○	○								
5	和牛子牛（雄）	○	○	○			○	○			
6	和牛子牛（雌）	○	○	○			○	○			
7	乳オス子牛			○			○	○			
8	交雑種子牛（雄）			○			○	○			
9	交雑種子牛（雌）			○			○	○			
10	和牛肥育（雄）		○		○	○		○			
11	和牛肥育（雌）		○		○	○		○			
12	乳雑肥育				○	○		○			
13	交雑肥育（雄）				○	○		○			
14	交雑肥育（雌）				○	○		○			
15	搾乳牛（購入）						○	○			
16	搾乳牛（自家産）						○	○			
17	搾乳育成牛（購入）						○	○			
18	搾乳育成牛（自家産）						○	○			
19	繁殖種豚（雌）								○		
20	繁殖種豚（雄）								○		
21	育成種豚（雌）								○		
22	育成種豚（雄）								○		
23	子豚・肉豚								○		

導入価格試算表（導入価格が不明な場合：書類不明、自家産等）

（単位：円）

畜種名	導入価格	基準
1 繁殖牛（購入）	537,000	生後25ヶ月齢以上の市場等から購入した繁殖雌牛
2 繁殖牛（自家産）	537,000	生後25ヶ月齢以上の自家育成した繁殖雌牛（不明牛含む）
3 繁殖育成牛（購入）	537,000	生後9.5ヶ月齢以上、26ヶ月齢未満の市場から購入した繁殖用雌牛
4 繁殖育成牛（自家産）	537,000	生後9.5ヶ月齢以上、26ヶ月齢未満の自家育成した繁殖用雌牛（不明牛含む）
5 和牛子牛（雄）	280,000	繁殖・哺育育成農家で飼育している生後0ヶ月齢以上の和牛
6 和牛子牛（雌）	230,000	繁殖・哺育育成農家で飼育している生後0ヶ月齢以上の和牛
7 乳オス子牛	41,000	繁殖・哺育育成農家で飼育している生後0ヶ月齢以上の乳オス
8 交雑種子牛（雄）	150,000	繁殖・哺育育成農家で飼育している生後0ヶ月齢以上の交雑牛
9 交雑種子牛（雌）	105,000	繁殖・哺育育成農家で飼育している生後0ヶ月齢以上の交雑牛
10 和牛肥育（雄）	536,000	肥育農家で飼育している和牛（雄・去勢）※9.5ヶ月未満であっても肥育牛とする。
11 和牛肥育（雌）	486,000	肥育農家で飼育している和牛（雌）※9.5ヶ月未満であっても肥育牛とする。
12 乳雑肥育	41,000	肥育農家で飼育している乳牛（雄・去勢・雌）※6.0ヶ月未満であっても肥育牛とする。
13 交雑肥育（雄）	150,000	肥育農家で飼育している交雑牛（雄・去勢）※6.0ヶ月未満であっても肥育牛とする。
14 交雑肥育（雌）	105,000	肥育農家で飼育している交雑牛（雌）※6.0ヶ月未満であっても肥育牛とする。
15 搾乳牛（購入）	674,000	生後25ヶ月齢以上の市場等から購入した搾乳牛
16 搾乳牛（自家産）	80,000	生後25ヶ月齢以上の自家育成した搾乳牛（不明牛含む）
17 搾乳育成牛（購入）	80,000	生後9.5ヶ月齢以上、26ヶ月齢未満の市場から購入した搾乳用雌牛
18 搾乳育成牛（自家産）	80,000	生後9.5ヶ月齢以上、26ヶ月齢未満の自家育成した搾乳用雌牛（不明牛含む）
19 繁殖種豚（雌）	70,000	繁殖用として供用している雌豚
20 繁殖種豚（雄）	90,000	繁殖用として供用している雄豚
21 育成種豚（雌）	3,600	子豚・肉豚と同様の扱い
22 育成種豚（雄）	3,600	子豚・肉豚と同様の扱い
23 子豚・肉豚	3,600	生産された子豚・肉豚

3. 生産費試算表

（単位：円）

畜種名	生産費1	生産費2	補正日数	基準
1 繁殖牛（購入）	0	418,000	0	0.0
2 繁殖牛（自家産）	0	418,000		
3 繁殖育成牛（購入）	887			
4 繁殖育成牛（自家産）	887		289	9.5
5 和牛子牛（雄）	887		0	0.0
6 和牛子牛（雌）	887		0	0.0
7 乳オス子牛	887		0	0.0
8 交雑種子牛（雄）	887		0	0.0
9 交雑種子牛（雌）	887		0	0.0
10 和牛肥育（雄）	813		289	9.5
11 和牛肥育（雌）	813		289	9.5
12 乳雑肥育	709		183	6.0
13 交雑肥育（雄）	662		183	6.0
14 交雑肥育（雌）	662		183	6.0
15 搾乳牛（購入）	0	54,000		0.0
16 搾乳牛（自家産）	0	674,000		
17 搾乳育成牛（購入）	887	0		0.0
18 搾乳育成牛（自家産）	887	0		0.0
19 繁殖種豚（雌）	0	10,000	0	0.0
20 繁殖種豚（雄）	0	10,000	0	0.0
21 育成種豚（雌）	160	10,000	0	0.0
22 育成種豚（雄）	160	10,000	0	0.0
23 子豚・肉豚	160		0	0.0

4. 加算額試算表

(1) 血統加算

(単位：円)

	畜種名 評価 (区分コード)	血統		
		A	B	C
		1	2	3
1	繁殖牛(購入)	70,000	50,000	0
2	繁殖牛(自家産)	70,000	50,000	0
3	繁殖育成牛(購入)	70,000	50,000	0
4	繁殖育成牛(自家産)	70,000	50,000	0
5	和牛子牛(雄)	70,000	50,000	0
6	和牛子牛(雌)	70,000	50,000	0
7	乳オス子牛			
8	交雑種子牛(雄)	35,000	25,000	0
9	交雑種子牛(雌)	35,000	25,000	0
10	和牛肥育(雄)	70,000	50,000	0
11	和牛肥育(雌)	70,000	50,000	0
12	乳雄肥育			
13	交雑肥育(雄)	35,000	25,000	0
14	交雑肥育(雌)	35,000	25,000	0
15	搾乳牛(購入)	107,000		
16	搾乳牛(自家産)			
17	搾乳育成牛(購入)	107,000		
18	搾乳育成牛(自家産)			
19	繁殖種豚(雌)			
20	繁殖種豚(雄)			
21	育成種豚(雌)			
22	育成種豚(雄)			
23	子豚・肉豚			

(2) 繁殖能力・牛群検定評価加算

※1：() 内は搾乳牛・搾乳育成牛の評価

(単位：円)

	畜種名 分類 評価(※1) (区分コード)	繁殖能力・牛群検定					
		牛群検定実施牛			牛群検定未実施牛		
		A(AA)	B(A)	C(B)	A(AA)	B(A)	C(B)
		1	2	3	4	5	6
1	繁殖牛(購入)	50,000	30,000	0			
2	繁殖牛(自家産)	50,000	30,000	0			
3	繁殖育成牛(購入)						
4	繁殖育成牛(自家産)						
5	和牛子牛(雄)						
6	和牛子牛(雌)						
7	乳オス子牛						
8	交雑種子牛(雄)						
9	交雑種子牛(雌)						
10	和牛肥育(雄)						
11	和牛肥育(雌)						
12	乳雄肥育						
13	交雑肥育(雄)						
14	交雑肥育(雌)						
15	搾乳牛(購入)	210,000	140,000	70,000	168,000	112,000	56,000
16	搾乳牛(自家産)	210,000	140,000	70,000	168,000	112,000	56,000
17	搾乳育成牛(購入)	105,000	70,000	35,000	84,000	56,000	28,000
18	搾乳育成牛(自家産)	105,000	70,000	35,000	84,000	56,000	28,000
19	繁殖種豚(雌)						
20	繁殖種豚(雄)						
21	育成種豚(雌)						
22	育成種豚(雄)						
23	子豚・肉豚						

(3) 資質・体系加算

(単位：円)

	畜種名 評価 (区分コード)	資質・体型		
		A	B	C
		1	2	3
1	繁殖牛(購入)	60,000	50,000	25,000
2	繁殖牛(自家産)	60,000	50,000	25,000
3	繁殖育成牛(購入)			
4	繁殖育成牛(自家産)			
5	和生子牛(雄)			
6	和生子牛(雌)			
7	乳オス子牛			
8	交雑種子牛(雄)			
9	交雑種子牛(雌)			
10	和牛肥育(雄)			
11	和牛肥育(雌)			
12	乳雄肥育			
13	交雑肥育(雄)			
14	交雑肥育(雌)			
15	搾乳牛(購入)	190,000	110,000	0
16	搾乳牛(自家産)	190,000	110,000	0
17	搾乳育成牛(購入)	95,000	55,000	0
18	搾乳育成牛(自家産)	95,000	55,000	0
19	繁殖種豚(雌)			
20	繁殖種豚(雄)			
21	育成種豚(雌)			
22	育成種豚(雄)			
23	子豚・肉豚			

(4) 妊娠牛(胎児品種別)加算

(単位：円)

※1：胎児の品種が不明な場合は「2」

	畜種名 胎児品種 (区分コード)	妊娠牛		
		黒毛和種	乳用種※1	交雑種
		1	2	3
1	繁殖牛(購入)	130,000		
2	繁殖牛(自家産)	130,000		
3	繁殖育成牛(購入)	130,000		
4	繁殖育成牛(自家産)	130,000		
5	和生子牛(雄)			
6	和生子牛(雌)			
7	乳オス子牛			
8	交雑種子牛(雄)			
9	交雑種子牛(雌)			
10	和牛肥育(雄)			
11	和牛肥育(雌)			
12	乳雄肥育			
13	交雑肥育(雄)			
14	交雑肥育(雌)			
15	搾乳牛(購入)	130,000	30,000	100,000
16	搾乳牛(自家産)	130,000	30,000	100,000
17	搾乳育成牛(購入)	130,000	30,000	100,000
18	搾乳育成牛(自家産)	130,000	30,000	100,000
19	繁殖種豚(雌)	22,000		
20	繁殖種豚(雄)			
21	育成種豚(雌)			
22	育成種豚(雄)			
23	子豚・肉豚			

5. 販売区分

区分	詳細
1	死亡
2	安楽死
3	市場販売
4	相対販売
5	と畜販売
6	その他
7	保留中

死亡を確認した日、また死亡が確認できない場合は国により警戒区域が設定された平成23年4月22日。
安楽死を実行した日
家畜市場(臨時市場)へ販売した日
相対取引成立日
と畜日
飼養管理中(移動・販売のため待機)

様式 畜産⑦-1 生産者記入

【 出荷停止に伴なう肉牛の損害 】

農家別家畜資産台帳(1/2)

記入例

請求月度 _____ 月

調査日: _____

住所: _____

氏名: _____ 印

電話番号: _____

組合員 No. : _____

①-1No.1

No.	畜種	個体識別No.	生年月日	販売基準日(死亡・安楽死含む)			(1)評価基準額										(2)加算額					減算率 ③	家畜評価額 ④=(①+②)× ③%×消費税 (税込み)						
				年月日	販売方法	生後 月齢 (月)	導入価格(税抜き)			生産費加算(税抜き)				小計① (税抜き)	血統	繁殖能力	資質	衛生費 増高費用	小計② (税抜き)										
							購入	自家産	導入価格	対象期間			基準 単価		生産費加 算	血統	牛群検定			体系									
										年月日	価格	価格									基準			補正	期間	上段:肉用牛、下段:搾乳牛			
1	繁殖牛(購入)	1111111111	H20.01.01	H23.07.20	3	市場販売	42.6	H20.10.10	500,000		500,000	1,013	0	1,013	0	418,000	918,000	1	70,000	1	50,000	1	60,000	1	3,000	183,000	100	1,156,050	
2	繁殖牛(自家産)	2222222222	H20.01.01	H23.07.20	3	市場販売	42.6		537,000	537,000	1,296	0	1,296	0	418,000	955,000	1	70,000	1	50,000	1	60,000	1	3,000	183,000	100	1,194,900		
3	10 和牛肥育(雄)	3333333333	H21.01.01	H23.08.30	1	死亡	31.9	H21.10.17	486,000		486,000	882	0	682	813	554,466	1,040,466	1	70,000	1	0	1	0	1	3,000	73,000	100	1,169,140	
4	11 和牛肥育(雌)	4444444444	H21.01.01	H23.08.30	1	死亡	31.9		486,000	486,000	971	289	682	813	554,466	1,040,466	1	70,000	1	0	1	0	1	3,000	73,000	100	1,169,140		
5																		1		1		1							
6																			1		1		1						
7																			1		1		1						
8																			1		1		1						
9																			1		1		1						
10																			1		1		1						
11																			1		1		1						
12																			1		1		1						
13																			1		1		1						
14																			1		1		1						
15																			1		1		1						
16																			1		1		1						
17																			1		1		1						
18																			1		1		1						
19																			1		1		1						
20																			1		1		1						
21																			1		1		1						
22																			1		1		1						
23																			1		1		1						
24																			1		1		1						
25																			1		1		1						
合計										2,009,000						3,953,932													

様式 畜産①-2 JA・全農記入

【 出荷停止に伴なう肉牛の損害 】

農家別家畜資産台帳(2/2)

客観的証拠		因果関係	
①	作業日誌(畜産計画)	⑦	市場での証明書(農家)
②	過去の生産集(出荷量、販売量)の記録	⑧	診断書
③	出荷台帳	⑨	
④	肉牛出荷案内書	⑩	
⑤	費用に係わる領収書	⑪	
⑥	販売元の仕切書	⑫	

作成者:

印

※死亡牛処理費用については増高経費に入力する。

①-2No.1

No.	畜種	販売内容		(3)販売額(税込み)			損害額 (生産者) (税込み)	JA損害額(税抜き)			全農損害額(税抜き)			請求総計	証拠資料		備考	確認印
		年月日	販売方法	販売額 ⑤	増高経費 ⑥	小計⑦ ⑦=⑤-⑥		手数料 ⑨	奨励金 ⑩	計(C) ⑪=⑨+⑩	手数料 ⑫	奨励金 ⑬	計(D) ⑭=⑫+⑬		⑧+⑪+⑭	有無		
1	1 繁殖牛(購入)	H23.07.20	市場販売	840,000		840,000	316,050	3,010		3,010	3,010		3,010	322,070	有	③ ⑥	出荷停止に伴なう損害	
2	2 繁殖牛(自家産)	H23.07.20	市場販売	840,000		840,000	354,900	3,380		3,380	3,380		3,380	361,660	有	③ ⑥	出荷停止に伴なう損害	
3	10 和牛肥育(雄)	H23.08.30	死亡		12,000	-12,000	1,181,140	11,249		11,249	11,249		11,249	1,203,638	有	① ⑤ ⑧	出荷停止に伴なう損害	
4	11 和牛肥育(雌)	H23.08.30	死亡			0	1,189,140			0			0	1,189,140				
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
合計				1,680,000	12,000	1,668,000	3,021,230	17,639	0	17,639	17,639	0	17,639	3,056,508				

血統評価A

い	糸松波
	糸晴美
	糸平福
	糸福(鹿児島)
	糸安菊
	五子嵐468
う	牛若丸(長崎)
お	奥北国
	大船7
	奥北茂
か	奥安福
	金安平
	景東
	勝隼茂
	勝忠平
	勝乃勝
	金幸
	勝忠鶴
	勝海邦
	勝平正
	勝茂平
	神徳福
	勝美(鹿児島)
	勝勝福
	金福晴
	勝安竜
	勝桜
	勝21
	勝秀桜
	金幸作
	亀勝
	滝次郎
	景勝21
	勝平安
	勝春輝
き	喜多平茂
	北乃大福
	北平安
	菊平茂
	菊福秀
	北景茂
	北福波
	北湖2
	北真鶴
	北国芳
	菊安舞鶴
	北国茂
	北国関7
	菊花国
	菊美津照
	北茂安93
	北勝隆25
	北仁
	北福栄
	北未来
	北花秀
	喜多郎14
	北国7の8
く	国栄97
け	賢茂勝
	気高鶴

こ	寿恵福
	高梅32
さ	桜咲光
	薩摩隼人
し	茂安福
	茂重波5の2
	茂勝栄
	茂重安福(沖縄)
	茂波(事業団)
	茂隆平
	茂重
	茂福晴
	茂勝
	茂重波
	波重茂
	茂勝鶴
	茂糸波
	茂洋
	茂福(宮崎)
	茂重安福(岐阜)
	茂重桜
	茂花園
た	忠富士
	隆桜
	隆之國
	谷福土井
	高百合
だ	第1花園
	第2花園
	第2平茂勝
	第1勝光
	伊達勝
	第6隼福
	第6栄
	第5隼福
ち	千代安福
つ	鶴勝
て	照美
	天保院斗
	照溝
	天竜丸
	鉄平
と	登美真
	東龍
な	波重茂
に	日本桜
	21世紀
は	隼平茂
	花乃国
	花桜
	花糸
ひ	平茂晴
	平勝栄
	平茂勝
	平福国1
	平茂7
	平茂藤
	平忠勝
	英茂勝
	飛驒白清
	平茂夏
	日向国
	英勝福

ふ	福桜(宮崎)
	福乃国
	福栄
	福美美
	福福栄
	藤平茂(事業団)
	福美勝
	福波茂
	福平照
	福安福
	福谷福
	房平茂
	福寿幸
	藤北景
	福景桜
	福豊喜
	福華1
	福安照
ま	松福美
	満天1
	松福武
み	美津神
	美津福
	光平福
	美津照
	美津照重
	美津平
や	安雪照
	安糸福
	安福久
	安平照
	安晴福
	安茂勝
	安福165の9
	安平
	安福(岐阜)
	安平安
	安照千代
	安勝栄
	安福165
	安美勝
	安平幸
	安照福
	安福勝
	安糸
	安糸晴21
	安秀165
	安茂福
	安菊勝
	安景桜
ゆ	百合茂
わ	若茂勝

修正した情報
追加した情報
9/12追加した情報

血統評価B

あ	秋義福
	東平茂
	東村茂
	阿武隈
い	糸藤(大分)
	岩照北
	糸晴(佐賀)
	糸幸丸
	糸花
う	雲仙丸
お	奥安福
	岡茂福
か	勝栄
	金菊徳
	数重波
	勝海星
	勝霧島
	上福永
	神高福
	勝安福3
	亀光
き	菊茂勝
	北乃大陸
	北勝次郎
	北国晴
	菊谷
	北昭国
	北福茂
	菊重福
	北茂桜
け	景安波
	景藤
こ	黒王
さ	桜伝説
し	茂糸桜
	遼那王
	茂美津
	新安糸
	茂照
	茂福(宮崎)
	茂鶴勝
た	谷福美
	大成
	忠茂勝
	忠茂福
	谷福(事業団)
	谷吉
	貴安福
だ	第7系桜
	第2紋次郎
	第2波茂
ち	千代桜
つ	鶴長
て	照藤
	照隼福
	照長土井

に	虹乃国
は	晴桜2
	晴姫
	白鷺443
	晴美桜
ば	髻梯
ひ	平茂丸
	平茂宏
	平安勝
	平勝美
ふ	福栄2
	福茂安
	福安美
	藤北茂
	福雄峰
	福正北
	福北桜
	福美
	藤波
	福美津
	福芳土井
	福福
へ	平翔糸永桜
ほ	北景次郎
	北光
	北天山
ま	万先
み	南安平
	宮福茂
	美津菊
	美津秀
む	武蔵丸
や	安福911
	安平鶴
	安福誉
	安重福
	安平吉
	安美土井
	安茂波
	安平勝
	安北福
	安福211の9
	安勝利
	安福菊
	安福秀
	安福2の9
	安健
	安平165乃9
ゆ	雪平
ら	来待招福
わ	若武者

子牛市場の価格暴落に伴う損害賠償請求の考え方

平成 23 年 7 月 14 日の福島県からの出荷自粛要請、7 月 19 日の国による出荷自粛及び汚染稲わら給与に関する影響により、子牛市場の価格が暴落しているため、今後の損害賠償請求の考え方について次のとおりとする。

1. 子牛市場価格暴落の要素

(1) 肉牛の出荷自粛

汚染稲わら給与による肉牛からの高濃度のセシウム検出により、平成 23 年 7 月 14 日に福島県から肉牛の出荷自粛が要請された。引き続き 7 月 19 日には、国から肉牛の出荷制限の指示が出されたことにより肉牛の流通が止まった。そのため牛舎に空きがなく、新たな導入ができないため子牛市場の購買者も減少し、価格下落につながった。

(2) 汚染稲わらの給与及び流通

国は『肥育牛に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値が 3,000 ベクレル以内』としている。

しかし、導入した素牛の糞から放射性物質が検出されるケースが発生し、特に県外では大きな問題となっているため、購買者の足を遠ざける結果となっている。

(3) 価格の推移

和牛においては、このことにより福島県家畜市場では 4 月と比較して、6 月までは 12.4%、7 月以降、8 月までが 25%も価格が下落している。

2. 損害賠償請求の考え方

前項のことから、価格暴落に伴う損害賠償請求の考え方を次のとおりとする。

(1) 対象となる家畜

平成 23 年 7 月 8 日より市場上場・販売された子牛（黒毛和種、交雑種、乳雄）

(2) 損害賠償請求額の算出方法

ア. 通常出荷で価格下落の影響を受けた子牛

過去 3 ヶ年の実績に基づいた月単位の当該市場と全国平均の割合、及び価格下落被害が発生している月の同割合を算定し、差を販売金額に乗じて損害額とする。

しかし、汚染稲わらの流通により、流通先の家畜市場でも影響を受けて

いるため、その地域は全国平均の算出より除く。

《 和牛子牛 》

全国平均：全農が定める全国主要家畜市場平均

全国平均よりの控除地区：北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、
栃木県、岐阜県、島根県（8 道県、10 市場）

《 乳・F1 初生牛 》

全国平均：農畜産振興機構が示す全国主要家畜市場平均

全国平均よりの控除地区：北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、
群馬県、千葉県、埼玉県、静岡県、岐阜県

また、7 月 8 日以降に出荷した子牛については、『原子力損害賠償に
関する家畜評価の算定方式』に基づき血統加算する

肉牛の出荷停止に伴う損害賠償請求の考え方に準ずる。

イ. 市場開催自粛による飼養期間延長による損害

「家畜の処分による損害（家畜評価）」の評価に用いられている 1 日/
頭あたり費用を市場開催が延長された期間に乗じて損害額を求める。

（子牛の生産費用：887 円/日/頭）

3. 風評被害に係る請求について

肉牛出荷に係る損害賠償請求額の算出は、いわゆる風評被害との位置づけで
全国市場平均価格と当該市場の差額割合をもとに算出し請求してきたが、7 月
8 日以降の東京市場相場の異常建値と出荷制限及び汚染稲わら流通問題によ
り、適正な損害賠償請求額の算出はすべて前項により算出する。

以上

価格下落等の被害に係わる報告書(子牛)

記入例

請求月度 8 月

提出日: 平成23年9月30日

住所: ○○市○○町○○

氏名: ○ ○ ○ ○ 印

電話番号: 0245541111

組合員コード:

No	出荷日	販売日	出荷先	個体識別No.	品種	性別	生体重量 (kg)	販売価格	過去3か年月次 全国対比	販売月の 全国対比	販売減少 比率	損失金額	血統加算	市場遅期の損害		その他費用 (円)	請求金額合計 (円)	証拠資料		備考 (価格差の理由)	確認印	記入 番号
								(円) ①	(%) ②	(%) ③	(%) ④=②-③	(円) ⑤	(円) ⑥	日数 (日)	損害金額 (円) ⑧=⑦×生産費			有無	種類			
1	H23.8.7	H23.8.7	本宮家畜市場	11111-2222-3	和牛	去勢	320	350,000	102.6	97.4	5.2	19,198	70,000			0	89,198	有	①④⑥	風評被害		1
2	H23.8.7	H23.8.7	本宮家畜市場	22222-3333-4	和牛	雌	280	300,000	102.6	97.4	5.2	16,456	50,000			0	66,456	有	①④⑥	風評被害		2
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
											0	0				0	0					0
合計							600	650,000				35,654				0	155,654					0

【証拠資料の種類】

客観的証拠		因果関係	
①	作業日誌(営農計画)	⑩	行政の指示・要請
②	過去の生産量(出荷量)の記録	⑪	取引先別の販売計画書と出荷明細及び価格差
③	出荷台帳	⑫	取引に関する電子メール
④	子牛代金精算書	⑬	電話記録
⑤	費用に係わる領収書	⑭	所得減の証明書
⑥	血統の証明書類	⑮	新聞記事
⑦	市場での証明書(市場廃棄)		
⑧	納税関係書類		
⑨	写真(日付入り)		

※注1: 市場開催遅期(出荷自粛)分については、遅期日数×1日1頭当りの生産費887円で求める。
(生産費については、避難区域での家畜評価算出額を用いる。)

※注2: 計算式 ⑤=(①÷(1-④/100))-①となる。

※注3: 血統加算については、原子力損害賠償に関する家畜評価の算定方式に基づき加算する。

全国和牛生牛平均比較表(東京電力損害賠償請求基礎資料 2011/0. . .).....23年7月・8月全国平均分より、北海道・青森・岩手・宮城・福島・栃木・岐阜・鳥根の価格を除いて作成

(単位:円、%、税込)

年月	(A)全国平均価格			(B)全国平均価格(北海道を除く)			(C)全国平均価格(北海道・青森・岩手・宮城・福島を除く)			(D)北海道平均価格			全国平均価格に対する差	全国平均価格に対する差率
	2011年7月	2011年8月	2011年9月	2011年7月	2011年8月	2011年9月	2011年7月	2011年8月	2011年9月	2011年7月	2011年8月	2011年9月		
4月	454,071	366,826	389,701	453,928	385,876	405,828	404,484	415,048	102.6%	423,467	412,492	97.4%	5.2%	
5月	421,880	366,104	395,150	419,462	374,659	405,279	393,955	397,912	101.0%	413,615	399,575	96.6%	4.4%	
6月	406,359	353,074	394,975	397,097	380,230	403,993	382,375	393,457	102.9%	390,444	361,671	92.6%	10.3%	
7月	389,341	355,878	381,545	384,420	350,586	418,063	374,907	384,532	102.6%	396,857	331,573	83.5%	19.1%	
8月	399,363	368,646	372,080	375,166	376,344	420,259	379,002	390,651	103.1%	402,597	308,628	76.7%	26.4%	
9月	395,576	368,947	387,020	383,910	383,838	408,683	384,207	392,313	102.1%					
10月	379,111	358,767	387,134	349,366	372,574	401,266	375,510	375,465	100.0%					
11月	383,082	363,158	397,197	389,454	399,224	410,010	381,571	399,906	104.8%					
12月	390,974	382,698	425,019	407,506	405,012	434,586	399,703	415,867	104.0%					
1月	368,714	378,030	423,435	370,155	393,810	434,701	389,654	400,531	102.8%					
2月	386,310	385,405	434,457	392,418	417,943	441,126	402,019	417,269	103.8%					
3月	368,702	384,855	441,216	394,766	420,737	446,914	395,010	421,615	106.7%					
平均	395,491	369,464	402,095	394,248	388,095	419,208	388,652	400,696	103.1%	407,404	367,773	90.3%	12.8%	

<基礎データ>
 全国平均価格：全国本部和牛生牛全国主要市場成績表
 福島県家畜市場平均価格：県本部農協別和牛成績表「黒和」

【参考資料3】

福島県乳牛平均比較表(東京電力損害賠償請求基礎資料 2011/09/8)

※平成23年7月・8月全国分より、北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、静岡県、岐阜県の価格を除いて作成。

(単位:円, %, 税込)

乳牛	(A)全国平均価格			(B)福島県家畜市場平均価格			(C)3年合計平均(H20~H22)			(D)H23年度実績			(E)風評被害賠償請求額
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	①全国平均価格/頭	②福島県畜市場平均価格/頭	③価格比率 (②/①)×100	①全国平均価格/頭	②福島県畜市場平均価格/頭	③価格比率 (②/①)×100	
	平均価格/頭	平均価格/頭	平均価格/頭	①平均価格/頭	②平均価格/頭	③平均価格/頭							
4月	33,985	34,486	41,215	45,011	47,307	45,792	36,512	46,051	126.1%	50,977	67,200	131.8%	-5.7%
5月	36,947	33,939	37,172	30,401	41,668	36,281	36,008	35,930	99.8%	54,411	63,894	117.4%	-17.6%
6月	43,409	38,282	39,023	36,313	47,972	42,679	40,103	42,863	106.9%	59,635	64,134	107.5%	-0.7%
7月	32,079	30,832	33,336	42,568	23,756	43,750	32,065	36,372	113.4%	56,361			
8月	21,094	22,713	27,941	25,219	25,389	32,980	23,909	27,584	115.4%	42,805	37,908	88.6%	26.8%
9月	20,626	21,000	29,204	21,206	29,372	38,765	23,390	28,946	123.8%				
10月	19,628	20,412	34,992	20,064	20,300	41,353	24,528	27,456	111.9%				
11月	22,584	23,686	43,168	29,336	33,478	41,463	30,037	34,036	113.3%				
12月	25,192	27,888	43,064	29,328	29,534	51,832	31,914	36,038	112.9%				
1月	24,947	30,138	43,100	25,943	25,572	46,638	32,534	30,823	94.7%				
2月	29,657	34,098	48,986	27,378	39,060	46,968	37,417	36,946	98.7%				
3月	35,030	39,492	52,968	35,495	53,001		42,386	44,053	103.9%				
平均	28,397	29,513	39,394	30,174	33,896	42,447	32,345	35,142	108.6%	55,343	52,784	95.4%	13.3%

<基礎データ>

福島県家畜市場平均価格：県本部農協別成績表「乳牛・F1」
農畜産業振興機構：肉用子牛取引情報

F1	(A)全国平均価格			(B)福島県家畜市場平均価格			(C)3年合計平均(H20~H22)			(D)H23年度実績			(E)風評被害賠償請求額
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	①全国平均価格/頭	②福島県畜市場平均価格/頭	③価格比率 (②/①)×100	①全国平均価格/頭	②福島県畜市場平均価格/頭	③価格比率 (②/①)×100	
	平均価格/頭	平均価格/頭	平均価格/頭	①平均価格/頭	②平均価格/頭	③平均価格/頭							
4月	88,377	104,462	132,730	99,354	132,512	159,666	106,603	128,786	120.8%	146,559	180,184	122.9%	-2.1%
5月	80,675	113,034	130,555	91,850	146,490	164,548	105,364	131,740	125.0%	146,674	193,129	131.7%	-6.6%
6月	83,544	115,107	136,785	95,091	141,123	160,033	110,246	129,330	117.3%	148,528	183,537	123.6%	-6.3%
7月	78,981	114,831	136,919	89,982	134,710	154,433	108,436	124,163	114.5%	158,248			
8月	71,227	108,050	121,038	79,213	136,802	149,893	99,628	119,469	119.9%	135,392	125,840	92.9%	27.0%
9月	67,429	104,995	121,679	82,715	121,259	158,839	96,922	118,066	121.8%				
10月	60,653	101,647	127,142	82,114	101,240	164,409	93,917	113,724	121.1%				
11月	66,481	105,606	138,008	91,818	135,201	169,393	103,140	130,502	126.5%				
12月	74,708	110,578	142,728	97,479	125,670	187,098	108,282	134,617	124.3%				
1月	76,856	115,746	137,934	94,399	129,543	162,743	109,331	126,304	115.5%				
2月	86,504	120,092	143,113	85,625	149,587	175,783	116,108	137,751	118.6%				
3月	95,075	126,201	146,673	107,349	164,274		123,116	132,244	107.4%				
平均	77,484	111,655	134,680	91,302	133,756	164,476	106,710	126,797	118.8%	149,838	162,765	108.6%	10.2%

<基礎データ>

福島県家畜市場平均価格：県本部農協別成績表「乳牛・F1」
農畜産業振興機構：肉用子牛取引情報

廃用牛に係る損害賠償請求の考え方

平成 23 年 7 月 14 日の福島県からの出荷自粛要請、7 月 19 日の国による出荷自粛、及び汚染稲わら給与に関する影響により、搾乳・繁殖牛の廃用時におけるいわゆる風評被害と出荷停止による飼育経費の発生、ならびに営業損害を含め、今後の損害賠償請求の考え方について次のとおりとする。

1. 対象となる廃用牛

対象となる廃用牛は、次のとおりとする。なお、証拠書類等が整備されたものに限る。

(1) 搾乳牛

平成 23 年 7 月 8 日時点で種付実績がなく、最終分娩後 8 ヶ月を経過したもの。

(2) 繁殖和牛

平成 23 年 7 月 8 日時点で種付実績がなく、最終分娩後 4 ヶ月を経過したもの。

なお、肥育転用廃用牛は『肉牛の出荷停止に伴う損害賠償の考え方』により算出する。

(3) 共通

平成 23 年 7 月 8 日～8 月 25 日の間に獣医師により予後不良と診断されたが、出荷制限により出荷できなかったもの。

その他の事由により廃用する場合はその都度相談する。

2. 損害賠償請求の考え方

(1) 価格下落（いわゆる風評被害）に係わる損害賠償

価格下落額は枝肉販売価格差をもって算出する。なお廃用牛については、市場価格の公示がないことから、比較対象とする販売価格は、JA 単位や生産者毎の過去実績をもとに品種別に設定する。

(2) 出荷停止による増高経費

廃用を予定していたが、出荷停止により飼育を延長することになったためにかかる費用を算出する。費用の算出は、延長した日数に『原子力損害賠償に関する家畜評価の算定方式』で定めた品種別の単価を乗ずる。

ア. 出荷延期した日数の算出方法

平成 23 年 7 月 8 日から出荷日の期間とする。

イ. 品種別単価

① 搾乳牛 684 円／頭／日

② 繁殖和牛 755 円／頭／日

(3) 営業損害の算定方法

上記で算出した出荷延期日数分で本来得られるべき所得を営業損害とする。

ア. 一頭当りの所得

○ 搾乳牛 390,063 円／頭／年

○ 繁殖和牛 262,749 円／頭／年

※1 頭当りの所得には家族労賃を含む。

イ. 営業損害算出

○ 搾乳牛 390,063 円／頭／年 $\times \frac{X}{365}$ (X : 出荷延期した日数)

○ 繁殖和牛 262,749 円／頭／年 $\times \frac{X}{365}$

3. その他

(1) 損害賠償請求から控除が必要な事例

ア. 共済金 (受け取り分) : 家畜共済金など

イ. 補助金 : 肉用牛経営緊急支援事業に関わる補助金など

以上

価格 差等の被害及び営業損害に係わる報告書(廃用)

請求月度 年度

畜種： 搾乳牛
繁殖和牛

提出日: _____
住所: _____
氏名: _____ 印
電話番号: _____
組合員No: _____

No	出荷日	と畜日	販売日	出荷先	個体識別No.	畜種	格付	枝肉重量	仕切単価	過去3か年	販売格差	枝肉請求	飼養延長	飼養延長	飼養延長	控除金額	請求金額	証拠資料	備考	確認印	記入番号
								(kg)	(円/kg)	販売実績		金額	期間	延長	による						
								①	②	③	④=③-②	⑤=①×④	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩+⑨				
1								0				0	0	0	0		0				
2								0				0	0	0	0		0				
3								0				0	0	0	0		0				
4								0				0	0	0	0		0				
5								0				0	0	0	0		0				
6								0				0	0	0	0		0				
7								0				0	0	0	0		0				
8								0				0	0	0	0		0				
9								0				0	0	0	0		0				
10								0				0	0	0	0		0				
11								0				0	0	0	0		0				
12								0				0	0	0	0		0				
13								0				0	0	0	0		0				
14								0				0	0	0	0		0				
15								0				0	0	0	0		0				
16								0				0	0	0	0		0				
17								0				0	0	0	0		0				
18								0				0	0	0	0		0				
19								0				0	0	0	0		0				
20								0				0	0	0	0		0				
21								0				0	0	0	0		0				
22								0				0	0	0	0		0				
23								0				0	0	0	0		0				
24								0				0	0	0	0		0				
25								0				0	0	0	0		0				
合計								0.0				0	0	0	0		0				

-20-

【証拠資料の種類】

客観的証拠		因果関係	
① 作業日誌(営農計画)	⑩ 行政の指示・要請	⑪ 取引先別の販売計画書と出荷明細及び価格差	
② 過去の生産量(出荷量)の記録	⑫ 取引に関する電子メール	⑬ 電話記録	
③ 出荷台帳	⑭ 所得減の証明書	⑮ 新聞記事	
④ 肉牛出荷案内書			
⑤ 費用に係わる領収書			
⑥ 仕切書			
⑦ 市場での証明書(市場廃業)			
⑧ 納税関係書類			
⑨ 写真(日付入り)			

1. 出荷停止による増高経費産出基礎

① 飼養期間延長の基準日:

② 品種別単価

搾乳牛	684 円/頭/日
繁殖和牛	755 円/頭/日

③ 営業損害額

搾乳牛	390,063 円/頭/年
繁殖和牛	262,749 円/頭/年

1. 牛肉からセシウムが検出された問題

(1) 経過と政府の動向等

- 政府は、7月19日に福島県、28日に宮城県、8月1日に岩手県、2日に栃木県に対し、飼養されている全ての牛について県外への移動及びと畜場への出荷を差し控えるように県知事へ指示した。
- 政府は、8月19日に宮城県、8月25日に岩手県、福島県、栃木県において飼養されている牛の県外への移動及びと畜場への出荷に係る制限について、一部解除した。
- 9月14日現在、規制値を超えた稲わらを給与した牛を飼養している農家がいる県域は16道県、その疑いのある食肉が流通しているのが沖縄県を除く全県域となっている。汚染稲わらを給与した牛4,796頭のうち検査頭数は1,422頭であり、うち、86頭の肉から規制値を超える放射性物質が検出されている。
- 8月5日に政府が公表した「新たな対策」について、必要な原資を国費から供給するなど一定の前進はあったものの、依然として民間任せの仕組みであり、生産現場の不安を払しょくするものとはなっていない。
- 特に、「国産牛肉信頼回復対策」については、汚染牛肉を一般ゴミ業者や産廃業者が安易に引き取るとは思えず、国から行政に強い指導が必要である。
そのため、JAグループでは、引き続き、政府の責任で汚染された牛肉を買い上げ、適切に処分すること等について要望していく。
- また、「肉用牛肥育農家支援対策」では、県畜産協会等が事業実施団体として対応がすすめられており、すでに要綱が設定され、緊急支援金を交付または交付予定の県は岩手県、宮城県、福島県、栃木県の4県となっている。

放射性セシウム汚染稲わらの利用肉用牛肥育農家の概要

(単位：戸、頭)

No	区分	稲わら利用肉用牛農家	当該稲わら生産地	給与牛出荷農家	出荷頭数※	牛肉検査結果 ※		
						総数	基準超過	基準内
1	北海道	1	宮城	1	14	6	0	6
2	青森県	1	宮城	0	0	0	0	0
3	岩手県	37	岩手・宮城	32	507	146	14	132
4	宮城県	169	宮城	128	1,930	443	39	404
5	秋田県	14	宮城	8	33	19	1	18
6	山形県	15	宮城	7	98	44	2	42
7	福島県	31	福島・宮城	22	343	281	27	254
8	茨城県	7	宮城・茨城	4	78	43	0	43
9	栃木県	9	栃木	3	187	51	3	48
10	群馬県	2	宮城	2	419	40	0	40
11	埼玉県	2	宮城	1	0	0	0	0
12	新潟県	20	宮城	15	131	83	0	83
13	岐阜県	8	宮城	8	170	102	0	102
14	静岡県	1	宮城	1	138	65	0	65
15	三重県	1	宮城	1	68	27	0	27
16	島根県	6	宮城	6	180	72	0	72
総計		324		239	4,796	1,422	86	836

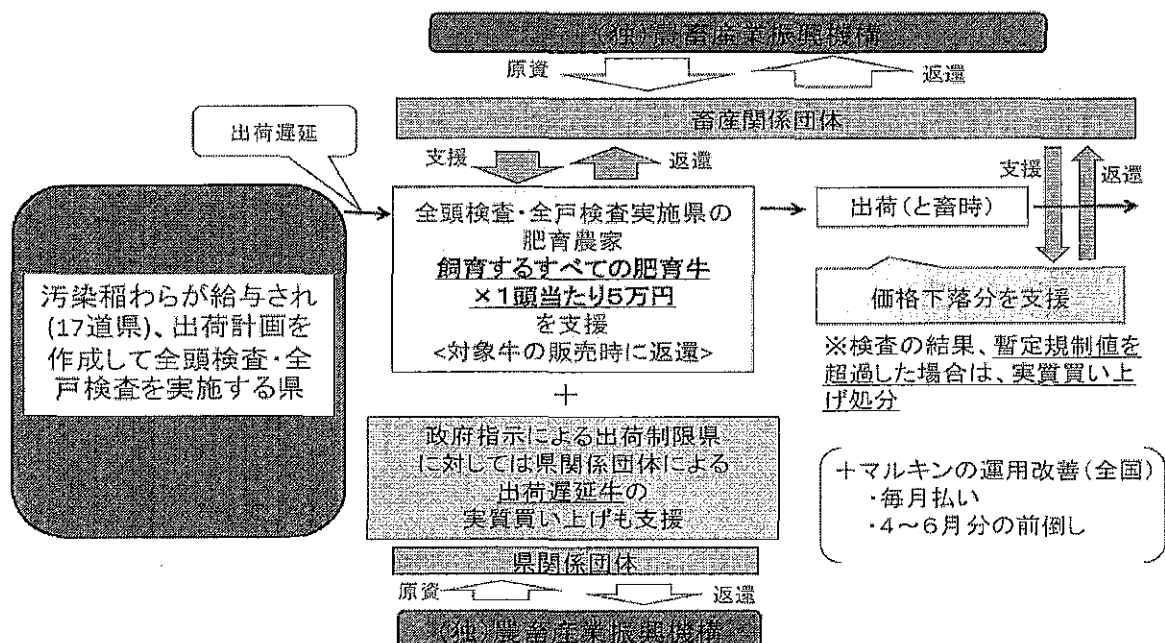
※ と畜解体後の牛肉の全量とと畜場等で保管され流通していない場合、該当牛は出荷頭数及び牛肉検査結果には反映していません。このため、牛肉から暫定規制値を超える放射性物質を検出したが、牛肉の全量とと畜場等で保管されている牛（福島県11頭、宮城県3頭、秋田県1頭、栃木県3頭）は反映していません。
 ・ このほか、肉用牛繁殖・酪農農家が暫定許容値を超える稲わらを給与し、廃用雌牛を出荷した事例がある（栃木県7戸12頭、福島県8戸13頭、岩手県18戸22頭、宮城県44戸174頭）。
 (注) 福島県では、上記の他、汚染輸入粗飼料の利用が疑われる肥育農家1戸がある（当該農家からの出荷頭数229頭）。

農林水産省 (平成23年8月5日)
【牛肉・稲わらからのセシウムが検出に対する新たな対策】

○肉用牛肥育農家支援対策 新スキーム【約755億円】

- (1) 汚染稲わらが給与され、全頭検査・全戸検査を実施することとなった県の肉用牛肥育農家の喫緊の資金繰りのため、畜産関係団体が肥育農家に対して、飼養頭数（肥育牛）1頭当たり5万円を支援する事業
- (2) 出荷された牛の価格が下落した場合に、価格下落分を支援する事業
 (検査の結果、暫定規制値を上回った場合には、実質的に買上げ処分を行う)
- (3) 出荷制限県に関して、県関係団体による出荷遅延牛の実質買上げを支援する事業
 (注) 8月19日付けで (2) 及び (3) の事業を追加した。

※対象牛を販売した際、賠償金を受け取った際に精算することを基本に返還



2. 政府等の原発事故賠償への対応

(1) 紛争審査会におけるとりまとめ

- 第3回原子力損害賠償紛争審査会（4月28日）において「原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」を、第5回紛争審査会（5月31日）において「第2次指針」をとりまとめた。
- 第10回紛争審査会（7月14日）において、専門委員報告による報告書が提出され、第13回紛争審査会（8月5日）において「中間指針」を決定した。
- 文部科学省は、損害賠償で和解仲介を行うため、紛争審査会のなかに、弁護士や法律関係者からなる「特別委員」でつくる専門組織「原子力損害賠償紛争解決センター」を設け、9月1日に開所された。「原子力損害賠償紛争解決センター」の運営費は第2次補正予算で10億円が計上されている。

(2) 「支援機構法案」ならびに「仮払い法案」の動向

- 自民党をはじめ野党が提出した「原子力災害による被害に係る緊急措置法案（仮払い・基金等法案）」は、与野党協議による修正のうえ、7月29日に参議院本会議で可決・成立した。現在、施行に向けて検討が進められている。
- 6月14日に閣議決定された「原子力損害賠償支援機構法案」は、与野党協議による修正のうえ、8月3日に参議院本会議で可決・成立した。
現在、機構の設置に向けて調整がされているが、東京電力は、機構の設置を受け、10月以降に賠償請求の本払いを行うことを検討している。

【原発事故による損害発生県（農畜産物、9月16日現在）】

	作付制限 (稲)	採取制限 (野菜・椎茸)	出荷制限					自粛指示				
			原乳	牛肉	野菜	椎茸等	茶	牧草利用	茶出荷	牛肉	堆肥	
岩手				○					◎			◎
宮城				○					◎			◎
福島	◎	◎	◎	○	◎	◎			◎			◎
茨城			○		○			◎	○			◎
栃木				○	○			◎	◎			◎
群馬					○			◎	○			◎
千葉					○			◎	○			◎
埼玉									○	◎		◎
神奈川								◎				◎
静岡										◎		◎
他												青森 秋田 山形 東京 山梨 長野 新潟

*◎は一部市町村で制限等を実施中。○は制限等を解除済み。

- * 摂取制限: 原子力災害対策特別措置法にもとづく政府による摂取制限指示
- * 出荷制限: 原子力災害対策特別措置法にもとづく政府による出荷制限指示
- * 自粛: 牧草利用については農林水産省が定めた暫定許容値を超えた地域に対する県の自粛指示、茶出荷については茶工場単位での県の自粛指示、牛肉については県の自粛指示またはJAグループ等による自粛、堆肥については農林水産省による自粛指示

＜中間指針の概要(農業関係)＞

○今後の状況変化に伴い、必要に応じて指針で示すべき事項について検討。

1. 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用(物)

2. いわゆる風評被害

①農林漁業の「風評被害」

- ア. 農林産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉
- イ. お茶：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡
- ウ. 畜産物：福島、茨城、栃木
- エ. 花き：福島、茨城、栃木
- オ. その他：福島
- カ. 牛肉(7月8日以降)：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根

※7月29日までの状況であり、これ以外の都道府県においても、上記の県と同様の状況にあることが認識された場合は、これらの道県と同様に扱われるべきである。

※出荷制限指示があった区域以外でも、一定の地域については、その地理的特徴、流通実態等から同様の心情に至ったとしてもやむを得ない場合があると認められる。

②輸出